

国立市保健センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市子ども家庭支援センターの移転に伴い、同センター内にある保健センター分室を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

国立市保健センター条例の一部を改正する条例案

国立市保健センター条例（昭和 56 年 9 月国立市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。